

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

件 名	産業廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書番号	第 1 8 号
		作成年月日	令和 7 年 4 月 7 日
		作成部隊	朝霞駐屯地業務隊

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊朝霞駐屯地において産業廃棄物の収集・運搬及び処分に
関し必要な事項を規定する。

2 収集・運搬

期間は、契約開始日から令和 8 年 2 月 2 7 日までとし、所要が発生する都度
官側と調整して行うものとする。

3 役務に関する要求

- (1) 収集時期は、官側から1週間前までに連絡する。
- (2) 収集場所は、朝霞駐屯地内を基準とし、細部は別示する。
- (3) 収集回収の予定は、収集運搬期間中において 1 0 回以内とする。
- (4) 種類及び容量は、表1による。

表 1 種類及び容量

種類	単 位	予定数量	備 考
被 服 屑	m ³	120	制服・作業服等
革 靴 屑			短靴・半長靴等

※回収は令和 8 年 2 月 2 7 日までに完了すること。

4 検 査

- (1) 検査にはマニフェスト（産業廃棄物処理伝票）を役務完了後速やかに
提出する。それに基づき官側は、役務の完了を確認するものとする。
なお、マニフェストE票は令和 8 年 3 月 3 1 日までに必着させること。
- (2) 検査における係官の指摘事項に関しては、直ちに補備を完全に実施の上
再検査を受けるものとする。
- (3) 処分物品については、産業廃棄物関係法令に基づき適正に処理することを
基本とし、実施業者が物品搬出後の事故及び産業廃棄物関係法令に反した
場合においては、官側は一切の責任を負わないものとする。

5 一般事項

- (1) 実施業者は、細心の注意を払い回収を実施し、実施上の不備、不注意その他の事故により本物品を忘失した場合は、速やかに係官の指示する処置をとるものとする。
- (2) その他、本仕様書について疑義その他不明な事項に関しては、すべて官側と協議し決定するものとする。